

大分県特別融資制度推進会議設置要綱

第1 特別融資制度推進会議の設置

地域農業振興のための特別の融資制度であって、関係機関が一括して融資・保証審査等の事務を処理することが適切と認められるもの（以下「特別融資制度」という。）を迅速かつ的確に運営するため、原則として、市町村段階に特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

第2 構成

推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、県団体指導・金融課、県振興局、大分県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫福岡支店、株式会社日本政策金融公庫大分支店、大分県農業信用基金協会、公益社団法人大分県農業農村振興公社その他の特別融資制度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成する。

第3 運営

1 推進会議の対象となる特別融資制度は、推進会議に諮ることが定められた融資制度のほか、必要に応じ、推進会議が指定することができるものとする。

2 推進会議の運営は、第2の構成機関における話し合いにより合意した機関が事務局となつて行う。

なお、推進会議の経営改善資金計画の認定にあたっては、特別融資制度推進会議の審査の考え方（別紙1）を参考として行うものとする。

3 本制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、（1）の方法により行うものとし、（2）の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限るものとする。

（1）推進会議が対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任するものとする。

（2）推進会議は、以下の方法により審査するものとする。

ア 事務局は、原則案件ごとに融資機関への文書持回り方式により処理を行うこと。

イ 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う県及び市町村（以下「助成地方公共団体」という。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に、原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により文書を送付し、これらの構成機関は、迅速に認定に係る意見の有無を回答すること。

ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(5)の県による確認書又は第3の1の(5)の県による意見書（以下「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限ること。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明

を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。

4 3 の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の（１）及（２）に掲げる場合をいう。

（１）必要とする借入額が３億円（法人にあっては１０億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第 3 項に規定する地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（基盤強化法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（基盤強化法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）が借り入れる場合

（２）認定新規就農者を対象とする資金の貸付けにあっては、次に掲げる場合

ア 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に定める資金をいう。）の借入額が 3,700 万円を超える場合

イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

5 認定農業者（農業経営改善計画（基盤強化法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条第 1 項の認定に係る果樹園経営計画をいう。8 を除き、以下同じ。）の認定を受けた者をいう。）であることを貸付要件とする資金の貸付けにあっては、3 の（１）で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関」という。）が認定等に関する事務を行う場合であって、かつ、当該資金の貸付けが農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合には、当該受任融資機関は、認定等に関する事務を行う前に、農業経営改善計画の変更の要否について農業経営改善計画の認定を行った市町村等に確認することとし、当該市町村等は、速やかに、確認した結果を当該受任融資機関に回答する。

6 受任融資機関が認定等に関する事務を行った場合であって、地方公共団体からの利子助成等を受ける場合又は特に営農技術指導が必要であると認めた場合には、当該融資機関は、事務局に対し、適時に、認定等に関する事務を行った借入希望者の氏名、住所等（既に報告した事項を除く。）を原則として電磁的記録により報告する。

7 6 の報告を受けた事務局は、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を原則として電磁的記録により通知するものとする。

（１）助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（事務局及び受任融資機関から助成地方公共団体に既に報告されたものを除く。）

(2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等（事務局及び受任融資機関からその他の機関に既に報告されたものを除く。）

- 8 広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。以下同じ。）が行われた場合は、広域認定に係る関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第6の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）のうち、（1）に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

ただし、推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの使途に、広域認定に係る関係市町村を所在地とする農用地又は農業生産施設の取得等を含む場合にあっては、（2）に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

(1) 借入希望者が主たる農業経営を行っている市町村

(2) 推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの使途に農用地又は農業生産施設の取得等が含まれる対象事業地がある市町村（当該対象事業地が複数市町村にある場合は、主たる対象事業地がある市町村）

- 9 融資機関等は、推進会議での認定に際し、農業経営改善計画及び青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定申請及び担保・保証人の設定確保等債権保全面も含めた審査を同時併行的に実施し、迅速化と簡素化に十分留意することが望ましい。

- 10 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする（具体的には、借入希望者が情報の提供先として望まない構成機関又は提供されることを望まない情報の種類がある場合は、借入希望者が望まない提供先への情報の提供や提供を望まない情報の種類を提供することがないように留意する。）。

第4 その他

第3の2により推進会議の運営の事務局となった機関においては、別紙2要領例に準じて「推進会議設置要領」を定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成14年4月1日から施行する。
- 2 大分県特別融資制度推進会議設置要綱（平成6年10月1日付け農経第867号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱に基づいて設置された特別融資制度推進会議は、この要綱により設置された推進会議とみなす。

附 則

改正後の要綱は、平成１４年７月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成１６年１２月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成１７年４月２０日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成１９年５月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成２０年４月１６日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成２０年１０月１６日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成２４年５月３０日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成２５年５月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成２５年６月２８日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成２９年１０月１７日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和元年５月３０日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和元年７月２日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第３の３（２）ウ、別紙２第４（５）イ（ウ）の規定は、令和４年６月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和６年５月１５日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和７年２月１４日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(別紙1)

特別融資制度推進会議の審査の考え方

- 1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条に基づく市町村の基本構想（目標所得・労働時間）と、借入希望者の農業経営改善計画・経営改善資金計画との整合性があるか
- 2 借入希望案件が農業経営改善計画に計画されているものであるか（農業経営改善計画と経営改善資金計画との整合性）
- 3 借入希望者が資金の借入資格を有するか
- 4 経営改善資金計画の内容について
 - (1) これまでの経営状況はどうなっているか
 - ・経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か
 - ・経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析）
 - ・既借入金の償還は確実に行われているか
 - ・経営上の問題点は何か
 - (2) 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
 - ・経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて、達成可能か
 - ・計画の内容が過大投資になっていないか
 - (3) 収益はどうなるか 融資返済は可能か
 - ・収益見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか
 - ・償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断）
 - ・農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需要・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか
- 5 環境保全施策やその他の行政施策と整合性がとれているか

(別紙2) 要領例

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第1 目的

この要領は、〇〇市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする資金)

- ①農業経営基盤強化資金
- ②農業経営改善促進資金
- ③経営体育成強化資金
- ④青年等就農資金
- ⑤スーパーW 資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17 経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）
- ⑥農業近代化資金
- ・
- ・

第2 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

- (1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関すること。
- (2) 貸付対象者に対する指導・助言等に関すること。
- (3) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

(行政機関等)

- ① 〇〇市
- ② 〇〇市農業委員会
- ③ 大分県団体指導・金融課
- ④ 大分県新規就業・経営体支援課
- ⑤ 大分県〇〇振興局
- ⑥ 公益社団法人 大分県農業農村振興公社

(融資機関・保証機関)

- ⑦ 〇〇市農業協同組合
- ⑧ 大分県信用農業協同組合連合会
- ⑨ 農林中央金庫福岡支店
- ⑩ 株式会社日本政策金融公庫
- ⑪ 〇〇銀行
- ⑫ 〇〇信用金庫
- ⑬ 〇〇信用協同組合

⑭ 大分県農業信用基金協会

(その他)

⑮ 税理士その他推進会議が必要と認めるもの

第4 運営等

(1) 推進会議に会長を置く。

(2) 会長は〇〇をもってこれに充てる。

(3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。

(4) 推進会議の事務局は〇〇が担当する。

(5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。

イ 次に掲げる方法

(ア) 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。

(イ) 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う県及び市町村（以下「助成地方公共団体」という。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ、迅速に、原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により文書を送付し、これらの構成機関は、3営業日以内に、認定に係る意見の有無を回答する。

(ウ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(5)の県による確認書又は第3の1の(5)の県による意見書（以下「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

(6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。

ア 必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

(ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

（イ）設置要綱第3の4の（1）のイに規定する場合

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合

（ア）必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合

（イ）意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

（7） 認定農業者（農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。（10）を除き、以下同じ。）の認定を受けた者をいう。）であることを貸付要件とする資金の貸付けにあつては、（5）のアで委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関」という。）が認定等に関する事務を行う場合であつて、かつ、当該資金の貸付けが農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合には、当該受任融資機関は、認定等に関する事務を行う前に、農業経営改善計画の変更の可否について農業経営改善計画の認定を行った市町村等に確認することとし、当該市町村等は、速やかに、確認した結果を当該受任融資機関に回答する。

なお、「農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合」とは、次のアからオまでに掲げる場合をいう。

ア 申請者名（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名）に変更がある場合

イ 融資対象事業に係る営農類型（目標）にチェックがない場合

ウ 認定を受けた市町村等での事業を止める場合

エ 農業経営改善計画の目標年度における経営改善資金計画の所得が農業経営改善計画の目標所得よりも低い場合

オ その他経営改善資金計画に記載の事業が農業経営の改善に関する目標の達成に必要な措置と判断できない場合など融資機関が必要と認めた場合

（8） 受任融資機関が認定等に関する事務を行った場合であつて、地方公共団体からの利子助成等を受ける場合又は特に営農技術指導が必要であると認めた場合には、事務局に対し、適時に、認定等に関する事務を行った借入希望者の氏名、住所その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（既に報告した事項を除く。）を原則として電磁的記録により報告する。

（9） （8）の報告を受けた事務局は次により、3営業日以内に、原則として電磁的記録により通知するものとする。

ア 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（事務局及び受任融資機関から助成地方公共団体に既に報告されたものを除く。）

イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項（事務局及び受任融資機関からその他の機関に既に報告されたものを除く。）

（10） ○○市以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県

の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。)の内容に関する協議等については、設置要綱第3の8の方針を基に、関係市町村(農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第6の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。)と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

第5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途推進会議が定めるものとする。
- (2) 推進会議の各構成機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、借入希望者が情報の提供先として望まない構成機関又は提供されることを望まない情報の種類がある場合は、借入希望者が望まない提供先への情報の提供や提供を望まない情報の種類を提供することがないように留意する。)

(参考様式1)

第 年 月 号
日

市町村特別融資制度推進会議構成機関長 殿

市町村特別融資制度推進会議
会 長

現地審査会の開催について

経営改善資金計画の認定について別添のとおり依頼がありましたので、下記のとおり
現地審査会を開催いたします。
つきましては、担当者のご出席をお願い致します。

記

- 1 日 時 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分
- 2 場 所
- 3 審査依頼機関
- 4 申 請 者 住所
氏名
- 5 利 用 資 金

市町村、担当課名
担当者氏名
電話、メールアドレス

(参考様式2)

第 年 月 号
日

融資機関
大分県農業信用基金協会 殿

市町村特別融資制度推進会議
会 長

経営改善資金計画の審査について

下記のとおり経営改善資金計画の認定について依頼がありましたので、特別融資制度推進会議での審査を実施いたします。
つきましては、 月 日までに内容を検討のうえ別紙により回答をお願いします。

記

1 申 請 者 住所
氏名

2 利用資金

市町村、担当課名
担当者氏名
電話、メールアドレス

(参考様式2の1)

第 年 月 号
日

(融資機関及び大分県農業信用基金協会を除く)
市町村特別融資制度推進会議構成機関長 殿

市町村特別融資制度推進会議
会 長

経営改善資金計画の審査について

下記のとおり経営改善資金計画の認定について依頼がありましたので、別添のとおり送付します。

つきましては、指導事項等ある場合は、 月 日までに別紙により連絡願います。

記

1 申請者 住所
氏名

2 利用資金

市町村、担当課名
担当者氏名
電話、メールアドレス

(参考様式3)

経営改善資金計画認定承諾書

1 申請者 住所
氏名

2 資金借入希望額 資金
年度借入 千円

上記申請者の経営改善資金計画の認定については異議ありません。
なお、下記の事項について申請者への指導及び関係機関による指導をお願いします。

(指導事項及び指導依頼事項)

年 月 日

融資機関長
大分県農業信用基金協会構成機関長

(参考様式3の1)

経営改善資金計画指導書

1 申請者 住所
氏名

2 資金借入希望額 資金
年度借入 千円

上記申請者の経営改善資金計画について、下記の事項について申請者への指導及び関係機関による指導をお願いします。

(指導事項及び指導依頼事項)

年 月 日

(融資機関及び大分県農業信用基金協会を除く)
市町村特別融資制度推進会議構成機関長

(参考様式4)

経営改善資金計画認定通知書

第 年 月 号
日

融 資 機 関 長 殿

市町村特別融資制度推進会議
会 長

年 月 日付けで依頼のあった経営改善資金計画については、市町村特別融資制度推進会議で審査した結果、適当である旨認定したので通知します。

記

1 申 請 者 住所
氏名

2 認 定 日 年 月 日

3 認 定 内 容 (単位：千円)

資金名	年度	年度	年度

市町村、担当課名
担当者氏名
電話、メールアドレス

(参考様式5)

第 年 月 号
日

市町村特別融資制度推進会議構成機関長 殿

市町村特別融資制度推進会議
会 長

経営改善資金計画の認定について

年 月 日付けで審査を依頼しました下記借入希望者の経営改善資金計画について別添のとおり認定したのでお知らせします。

記

- | | | |
|---|-------|----------|
| 1 | 申 請 者 | 住所
氏名 |
| 2 | 利用資金 | 資金 |

市町村、担当課名
担当者氏名
電話、メールアドレス

注：経営改善資金計画認定通知書(写)を添付してください。

(参考様式6)

融資審査結果について

第 年 月 号
日

市町村特別融資制度推進会議構成機関長 殿

市町村特別融資制度推進会議
会 長

(融資機関) から下記の者について経営改善資金計画の認定を行った旨の報告がありましたので、別添資料を添えて通知します。

記

1 申 請 者 住所
氏名

2 認 定 日 年 月 日

3 認 定 内 容 (単位：千円)

資金名	年度	年度	年度

市町村、担当課名
担当者氏名
電話、メールアドレス